

東松山市で創業しませんか？

東松山市創業支援センター

こんなご要望にお応えします!!

令和3年
4月1日から
テレワークの
利用可能

テレワーク中の
事務スペースが
ほしい！



創業するので
事務室を
探している！



創業に向けて
いろいろ
相談したい！



所在地 東松山市箭弓町1-11-7ハイムグランデ東松山2階

開館時間 午前8時～午後9時

休館日 年末年始（12/29～1/3）

アクセス 東武東上線「東松山駅」東口より徒歩1分

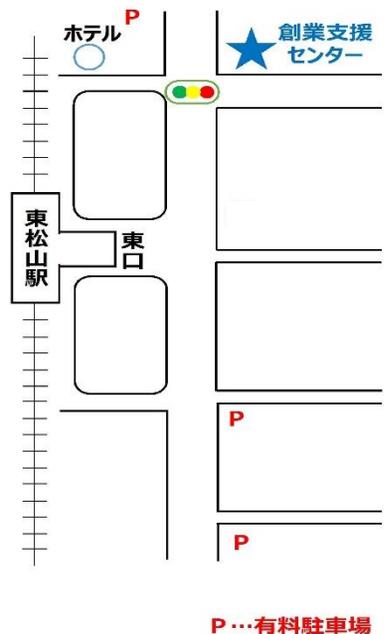
駐車場 なし

事務室 4室（24,000円～42,000円/月）
※Wi-Fi・光熱費無料

共同事務室 利用料1,000円/日（5,000円/月）

会議室 2室（利用料1,000円/回）
※事務室・共同事務室利用者は無料

創業相談 創業支援相談員による無料相談あり



創業支援センターに関するご相談・お問い合わせは下記まで

TEL 0493-21-1427

(平日8:30～17:15)

東松山市役所 商工観光課



事務室

【使用申込資格について】

事務室の利用者は、次の①から⑥までの要件を**全て満たす方**とします。

- ① 次のa、bいずれかに該当していること。
 - a. 募集開始時点で事業を営んでいない個人又は団体で、事務室の使用を開始する日以後1年以内に創業する具体的な計画を持っている方。
 - b. 事務室の使用を開始する日において、創業から3年を経過していない個人、団体又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者。
- ② 事務室の使用期間終了後も、引き続き東松山市内で事業を行う意志があること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 業種は問いません。ただし、不特定多数の方が出入りする形態の事業でないこと。
- ⑤ 事業内容が、騒音や臭気を発生させるものでないこと。
- ⑥ 事業内容が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

～使用決定までの流れ～



共同事務室（コワーキングスペース） 会議室

【使用申込資格について】

共同事務室（コワーキングスペース）の利用者は、次の①から④までの要件を**全て満たす方**とします。

- ① 次のa、bいずれかに該当していること。
 - a. 市内で創業を目指す方及び創業後の方。
 - b. テレワーク（情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。）を行う方。
- ② 業種は問いません。ただし、不特定多数の方が出入りする形態の事業でないこと。
- ③ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。
- ④ センター内の用途又は目的を妨げないこと。

【申込方法について】

- ① 共同事務室利用期間は1月及び1日単位、会議室利用時間は1回2時間までです。
- ② 利用申請は、使用する日の1月前から使用する日の前日※までをお願いします。

※ 市役所開庁時間外の申込は翌開庁日の受付となります。

市役所開庁時間は月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分です。

● 書面申請

「東松山市創業支援センター共同事務室等使用許可申請書（様式第5号）」を提出し、許可を得てください。

● 電子申請（R5年1月から開始しました）

申請専用サイトから申請をお願いします。

で

申請専用サイト

